

京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区横浜プロジェクト等推進事業
「横浜市内の事業用賃貸ウェットラボに関わる調査」
業務委託

公 募 要 領

【公募期間】

2017年10月10日(火)～2017年10月25日(水) 16:00

【提案書提出締切日】

2017年10月25日(木) 16:00 必着

※提出は郵送または持参とします。持参の場合は平日 9:30-16:00 とします。

【提案書の説明】

2017年10月30日(月)に、木原財団において提案内容の説明をおこなって
いただきます(説明:20分、質疑応答:15分)。

提案書受領後に集合時間をご連絡いたします。

2017年10月

公益財団法人木原記念横浜生命科学振興財団

提案書作成要領(仕様書)

1 提案資格

本委託業務の公募への提案資格は以下のいずれかの要件を満たす法人とします。

- (1) 横浜市一般競争入札有資格者名簿における所在地区分が「市内」である者
- (2) 登記上の本店所在地が横浜市内である者

2 委託業務の概要

横浜市は神奈川県及び川崎市と共同で、個別化・予防医療時代に対応した、グローバル企業による革新的医薬品・医療機器の開発・製造と健康関連産業の創出を目標とする「京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区(以下、本特区)」として国から指定され、総合特別区域計画についての認定を受けています。公益財団法人木原記念横浜生命科学振興財団(以下、木原財団)は横浜市より補助金を受け、「京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区横浜プロジェクト等推進事業(以下、横浜プロジェクト等推進事業)」として、横浜市内の総合特区区域に立地する機関等による研究開発等の取組のうち要件を満たした横浜プロジェクト等の支援を通じ、国際戦略総合特区の目標実現に資するための活動を行っています。

木原財団は、本特区の目標の実現のためにライフイノベーション企業の集積を図るべく、横浜市内で事業を行おうとするライフサイエンス系企業に対して、実験を含む研究開発を行える物件に関する情報提供を行いたい、と考えています。しかしながら、そのような物件を把握することの困難さや探索方法についての十分なノウハウがないこと、公的機関としての制約から、思うように情報提供が出来ていない、というのが現状です。

そこで、本委託業務では、横浜プロジェクト等推進事業の一環として、横浜市内の事業用賃貸不動産のうち、ライフサイエンス系企業が実験を含む研究開発を行うことのできる物件に関する調査および情報提供に関する提言等を行っていただきます。

知見・ノウハウを活用した専門的なアイデアを広く募るため、受託者をプロポーザル方式で募集します。

3 京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区の概要

京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区は、個別化・予防医療時代に対応した、グローバル企業による革新的医薬品・医療機器の開発・製造と健康関連産業の創出を目標に、横浜市は神奈川県及び川崎市と共同で申請し、平成 23 年 12 月に総合特別区域法(平成 23 年法律第 81 号)による指定を受けています。当初、H28 年度末まで 5 か年の指定期間でしたが、更新申請を行い本年度より指定期間を 5 か年延長しております。京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区を含む 7 つの国際戦略総合特区においては、我

が国の経済成長のエンジンとなる産業・機能の集積拠点の形成を図るため、「規制・制度の特例措置」「税制上の支援措置」「財政上の支援措置」「金融上の支援措置」の4つの特例措置・支援措置が国により制度化されています。

京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区では、4つの特例措置・支援措置および各自治体独自の取組により、京浜臨海部に集積する産業基盤等の地域資源を最大限に活用しつつ、グローバル企業が先導して医薬品・医療機器産業を活性化させ、国際競争力の向上、関連産業や中小企業等への波及効果を引き出し、経済成長とライフイノベーションの実現に向けた取組みを推進しています。

4 業務内容

本委託業務は横浜市内で事業を行うために、実験を含む研究開発を行うことのできる施設(以下、ウェットラボ)を探索しているライフサイエンス系企業に対して、木原財団・横浜市が提供する支援策を検討する材料を得ることを目的として実施するものです。

具体的な内容は、以下の通りです。

- ① 横浜市内に立地しウェットラボ対応が可能な事業用賃貸不動産の調査を行うこと
 - ② 企業がウェットラボを探索する際の具体的な手順・注意点等についての調査を行うこと
 - ③ 木原財団・横浜市がライフサイエンス系企業に対して行う不動産情報提供のあり方について提言を行うこと
 - ④ 上記の調査結果・提言内容を報告書として提出すること
- です。

一般の事業用賃貸不動産をウェットラボとして使用することを主眼に、調査、提言を行っていただきますが、木原財団が運営する横浜バイオ産業センターや公益財団法人横浜経営市営財団が運営する施設(横浜市産学共同研究センター・横浜新技術創造館・横浜金沢ハイテクセンター・テクノコア等)、独立行政法人中小企業基盤整備機構が運営する東工大横浜ベンチャープラザなどの公的機関が整備する施設を調査対象に含むことは妨げません。

5 業務価格(上限)

業務価格の上限は2,160千円(税込)です。

提案書に内容別金額詳細等を明記した参考見積を添付してください。

6 委託期間

委託期間は契約締結日から2018年2月28日(水)までで、契約期間中は時期を定めて進捗を確認する打合せを開催することとします。

調査の結果を報告書(簡易製本による冊子2部とCD-ROM等の電磁的記録媒体に記録したもの1点)として、2018年2月28日までに提出していただきます。

7 履行にあたっての留意事項

- (1) 本委託業務の結果や調査の過程で得られた情報は、原則として横浜市に提供いたしません。弊財団・横浜市とも報告書の内容その他の情報のうち、企業等の正当な利益を害するおそれがあるものについては、公にしないものとして取り扱いをいたしますが、調査・報告書の作成に当たって留意してください。
- (2) 業務実施に当たっては、木原財団職員と密接な連携をはかってください。
- (3) プロポーザルにおける提案内容は最大限尊重しますが、業務の進捗状況等により変更していくことがあります。

8 質問書(様式1)の提出

本要領等の内容について疑義のある場合は、次により質問書の提出をお願いします。質問内容及び回答については、木原財団ホームページ(<http://www.kihara.or.jp>)に掲載します。なお、質問事項のない場合は、質問書の提出は不要です。

- (1) 提出期限 2017年10月16日(月) 17時(必着)
- (2) 提出先 公益財団法人木原記念横浜生命科学振興財団 担当 本山
- (3) 提出方法 ファクシミリ又は電子メール送信による。

FAX 045-502-9810 E-mail platform@kihara.or.jp

※電子メールによる場合は、記載事項を満たしていれば、様式は問いません。

- (4) 回答方法 回答は2017年10月18日(水)までに木原財団ホームページに掲載します。

9 提案書の提出

(1) 提出書類

- ア 下記に示した内容を含む企画提案書(8部) ※(ア)を除き様式は問いません。
- (ア)「横浜市内の事業用賃貸ウェットラボ調査業務プロポーザル応募票」(様式3)
 - (イ)業務実施方針・手法
 - (ウ)スケジュール
 - (エ)本委託業務を実施するにあたっての体制
 - (オ)類似業務の実績
 - (カ)責任者及び業務担当者の略歴等
 - (キ)内容別金額詳細等を明記した参考見積
- イ 会社概要がわかるパンフレット等の資料(8部)
- ウ 直近の貸借対照表及び損益計算書(8部)
- エ ※登記上の本店所在地が横浜市内であることを証する書類又はその写し
- ※1 提案資格の(1)に該当せず(2)に該当する場合

(2) 提出締切日

2017年10月25日(水) 16:00 (必着)

※提出は郵送または持参とします。持参の場合は平日 9:30-16:00 とします。

(3) 提案説明について

2017年10月30日(月)に、木原財団において、提案内容の説明をおこなっていただきます(説明:15分、質疑応答:10分)。提案書受領後に集合時間等をご連絡いたします。提案説明に出席がない場合はプロポーザルが無効となります。

(4) 提出先

公益財団法人木原記念横浜生命科学振興財団 担当 本山
〒230-0045 神奈川県横浜市鶴見区末広町 1-6 横浜バイオ産業センター
TEL 045-502-4810 FAX 045-502-9810

10 提案内容の審査

木原財団が設置する選定委員会において、以下の項目について審査し、受託候補者を1件、決定します。

(1) 評価項目

評価項目	配点	加重	評価の視点
目的・意図の理解	5	×2	提案内容が、本委託業務の目的・意図を十分に理解したものになっているか。
提案内容の具体性	5	×2	提案内容が十分に具体的か。
提案内容の実現性	5		財務状況や人員体制、スケジュールが提案内容を実施するに十分か。
類似業務の実績	5		本業務を受託するに十分な実績があるか。
評価点の合計	30		

(2) 評価方法

- ア 評価は各項目5点満点とし、5点、4点、3点、1点とします。加重倍率に記載のある項目は、点数を倍にして評価点とします。
- イ 3名の選定委員による評価点の合計が45点以上の提案者のうち、評価点の最も高い提案者を受託候補者とします。
- ウ 評価点と同点の場合は、加重項目の合計得点が上位の者、提案内容の実現性に関する得点が上位の者、評価項目に1点が無い者という順序で上位の提案をプロポーザルの上位者とします。

11 その他

(1) 提案書の作成及び提出等に係る費用は、提案者の負担とします。

(2) 無効となるプロポーザル

- ア 公募要領に記載した条件に適合しないもの
- イ 虚偽の内容が記載されているもの
- ウ 提案説明に出席がない場合
- エ その他、木原財団において不適切と判断するもの

(3) 手続きにおいて使用する言語及び通貨

- ア 言語 日本語
- イ 通貨 日本国通貨

(4) 契約書作成の要否

要する。

(5) プロポーザルの取扱い

- ア 提出されたプロポーザルは、受託者の特定以外に提出者に無断で使用しません。
- イ 提出された書類は、プロポーザルの特定を行うために必要な範囲で複製を行うことがあります。
- ウ 書類提出後、木原財団の判断により、補足資料の提出を求めることがあります。
- エ 提出された書類は、返却しません。

(6) その他

- ア プロポーザルの作成のために木原財団において作成した資料は、木原財団の了解なく公表、使用することはできません。
- イ プロポーザルは、受託候補者の選定を目的に実施するものであり、契約後の業務においては、必ずしも提案内容に沿って実施するものではありません。
- ウ プロポーザルの提出は、1社につき1案のみとします。
- エ 選定された応募者とは、後日、予定業務価格の範囲内で業務委託契約を締結します。なお、業務委託条件・仕様等は、契約段階において修正を行うことがあります。

12 選定結果の通知

2017年10月31日(火)までに、各応募者に対して書面で採否通知を発送します。

連絡先: 公益財団法人木原記念横浜生命科学振興財団

担当: 本山

〒230-0045

神奈川県横浜市鶴見区末広町1-6

横浜バイオ産業センター

TEL 045-502-4810 FAX 045-502-9810

E-mail: platform@kihara.or.jp